

あなたの職場も危険“ゼロ”

事業場内に
接客娯楽業編
掲示しましょう

平成18年の上半期の接客娯楽業における労働災害による死傷者は、272人で対前年同月比+29人の大幅な増加となっています。

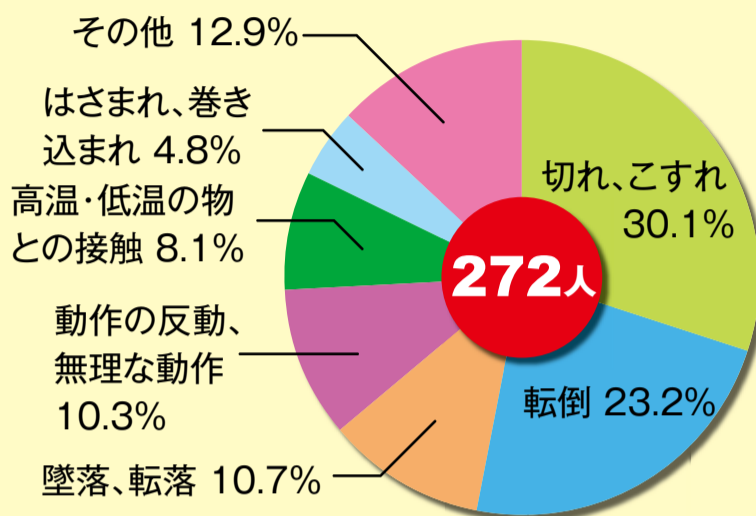
死傷者は、手工具による「切れ・こすれ」、通路・作業床等での「転倒」、階段等からの「墜落・転落」、荷の運搬中の腰痛等（動作の反動、無理な動作）、調理中の火傷などの「高温・低温の物との接触」等により被災しています。

特に「墜落・転落」による災害は、全産業で690人が被災しており、墜落している場所は、はしご、踏み台、階段、倉庫2階の作業床の端等からです。また、出張先での倉庫作業などや事務員に脚立や椅子を使った照明器具の清掃、植木の手入れ作業など不慣れた作業を行わせた結果、死亡災害等の重大な災害につながっている場合が多くあります。

災害を発生させないために、それぞれの職場で、災害の要因を見つけ出し優先順位を付けて対策を講じましょう。

(*死傷者:死亡+休業4日以上)

事故の型別労働災害発生状況(接客娯楽業)



労働災害と防止対策(例)



切れ、こすれ災害防止

1. スライサーなどの食品機械の清掃は、**機械を止めてから**行いましょう。
2. 包丁は、よく研ぎ、十分に**教育・訓練を受けてから**扱きましょう。
3. 刃物類は、使用後**すぐに所定の場所に**保管しましょう。

転倒災害防止

1. 通路は、**滑りにくい材質のもの**にしましょう。
2. 通路の**くぼみ、段差**を無くしましょう。
3. 通路の**水ぬれ**は、すぐに拭き取りましょう。
4. 履物は、**滑りにくく安定したもの**を履きましょう。



やけど予防

1. 油の調理は、**素肌を出さない服装**で行いましょう。
2. 長靴は、こぼれた**熱湯が中に入らないように先を絞**りましょう。
3. 熱湯が入った鍋等を運ぶ場合は、**無理なく出来るか確認してから**行ないましょう。
4. 滑ってコンロ等に手をつかないように、**厨房の床清掃**を行いましょう。



墜落、転落災害防止

1. 高所の**床の端には手すり**を設けましょう。
2. **階段には、手すりや滑り止め**を設けましょう。
3. **踏み台、脚立は、安定させて**使用しましょう。
4. **イスを踏み台代わりにしない**ようにしましょう。



腰痛予防

1. 荷は、出来るだけ**身体に近づけて**持ち上げましょう。
2. 重い物は、**無理をせず、複数人で**運びましょう。
3. 中腰など**無理な姿勢での長時間の作業は行わない**ようにしましょう。



接客娯楽業の基本的安全衛生管理

接客娯楽業で必要な安全衛生管理体制

旅館業等: 旅館業、ゴルフ場

飲食店等: 接客娯楽業のうち旅館業、ゴルフ場以外の業種

●各種管理者等の選任

- (1) 総括安全衛生管理者: 300人以上の旅館業等
: 1000人以上の飲食店等
 - (2) 安全管理者: 50人以上の旅館業等
 - (3) 衛生管理者: 50人以上の全産業
 - (4) 産業医: 50人以上の全産業
 - (5) 安全衛生推進者: 10人以上50人未満の旅館業等
 - (6) 衛生推進者: 10人以上50人未満の全産業
 - (7) 交通労働災害防止担当管理者: 全業種
- 労働者からの意見を聞くための委員会等の設置
- (1) 安全衛生委員会: 100人以上の旅館業等
 - (2) 衛生委員会: 50人以上の全業種
 - (3) 安全会議等: (1)(2)以外の接客娯楽業
 - (4) 安全衛生委員会の記録の保存、議事内容の労働者への周知

接客娯楽業における具体的な安全衛生対策の取組

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽(リスク)を見つけ、対策を講じましょう。
- (2) 墜落災害を防止するため、はしごや踏み台の安全な使用を徹底しましょう。倉庫の二階の作業床の端等からの墜落防止のため、手すり等を取り付けましょう。
階段、通路等は、滑りにくい材質のものにしましょう。また、履物は滑りにくく、安定したものを着用させましょう。
- (3) 食料品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止のため危険箇所についての安全防護措置の徹底及び本質安全化並びに作業手順の作成とその徹底をしましょう。(機械メーカーからの残存リスクの情報提供等)
手工具の安全な使用方法を徹底しましょう。
- (4) 火傷を防止するため、熱湯等の取扱いについて、作業者にあった取扱方法を定め、無理な作業をやめ、安全な作業を心がけましょう。
- (5) 一酸化炭素中毒の予防のため、炭火コンロ、卓上ガスコンロ等火気使用場所における換気の徹底をしましょう。

健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。深夜業などに従事する労働者に対しては、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。
- (2) 健康診断の結果は本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等により意見を聴き就業上の措置を決定しましょ。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょ。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょ。

詳しい内容については、次のパンフレットをご覧ください。これらのパンフレットは東京都内各労働基準監督署にて配布しています。
「グラフで見る東京の労働安全衛生」「中小規模事業場の安全衛生管理の進め方」「第3次産業における労働災害防止について」「腰痛予防壁新聞」

